

令和元年度南大東村植物コンテナ整備事業業務委託
企画提案書募集要領

1 委託業務の名称

令和元年度南大東村植物コンテナ整備事業 業務委託

2 委託業務期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

3 委託業務の目的

本村では生活物資の大半を船舶に頼らざるを得ず、運搬に長時間を要する。ことから、特に葉野菜等は鮮度管理が難しく、市場規模が小さいこともあって、本島に比べて品揃えが少ない。

また、台風等気象状況の影響を大きく受け、生鮮野菜等の長期欠品、価格急騰など、日常生活に影響を与える場合も少なくない。

このようなことから、気象の影響をほとんど受けない小型の水耕型植物コンテナを設置し、島民へ新鮮な葉野菜の安定供給、選択肢を広げることで、基礎的生活条件の向上を図る。

4 企画提案募集の要件

「令和元年度南大東村植物コンテナ整備事業業務委託企画提案仕様書」による

5 委託契約見積もり限度額

48,000千円以内（消費税込み）とする。

当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

6 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：令和元年8月20日（火）17：00

イ 申込書等：参加申込書【様式1】

会社概要【様式2】

過去の業務実績一覧【様式2-2】

※共同企業体での応募の場合は、構成予定者すべてについて【様式2】及び【様式2-2】を提出すること。共同企業体協定書提出までに追加での提出可。

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(2) 企画提案書

- ア 提出期間：令和元年 8 月 6 日（火）から令和元年 8 月 20 日（火）17：00
- イ 提出書類等：企画提案応募申請書【様式 3】 1 部
企画提案書 10 部（A4 版縦横自由。表紙を除く 20 頁以内。頁数を打つこと）
※企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用すること。また「平成 29 年度南大東村植物コンテナ整備事業業務委託企画提案仕様書」の「5 実施方法」を参照すること。
企画提案書の電子データ（CD-ROM） 1 部
宣誓書【様式 4】 1 部
※共同企業体での応募の場合は、構成員すべてについて【様式 4】を提出すること。
共同企業体協定書（該当の場合のみ）【様式 6】 1 部
- エ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)。
※提出期限後の上記イの変更、追加は認めない。

(3) 質問事項について

- ア 質問受付期間：令和元年 8 月 6 日(火)～令和元年 8 月 16 日（金）
- イ 提出書類：質問票【様式 5】
- ウ 提出方法：質問事項がある場合は、質問票【様式 5】を F A X 又はメールで提出すること（受信確認 必要）。質問への回答は 8 月 16 日以降に参加者全員に E メールにて回答する。

7 応募者資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（※ 1）に規定する者に該当しないこと。
（※ 1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 提出書類の受付期間において、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- (3) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記 1 に掲げる業務委託の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 今回の委託に際して、主として本業務委託に従事する正副 5 名以上の担当者を割り当て、本業務委託に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 県内に本店又は支店等を設置し、業務委託の実施に当たって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1), (2), (3), (4)までの要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体で、応募資格(5)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体の代表者は、委託事業完了後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。

8 審査

(1) 審査方法：

- ・南大東村に設置される企画提案選定委員会で総合的に審査し、委託候補者を1者選定する。
- ・企画提案書の提出後、必要があれば担当者によるヒアリングを行う。
- ・選定委員会では、応募者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・ただし、応募者多数の場合は、一次審査（書類審査）を行い、選定委員会への参加者を選定するものとする。
- ・提出書類等の返却は行わない。
- ・委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(2) 選定委員会開催予定日：令和元年8月30日（金）

※開催日時及び場所の変更がある場合は、【様式3】に記載する担当者宛てに連絡する。

(3) 審査結果の通知：令和元年9月中旬に申請書を提出した者に対して、文書で通知する。

(4) 委託契約の締結時期：令和元年9月中旬（予定）

9 経費の計上

積算の費目は次の内容で作成し、各費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

(ア) 直接人件費

(イ) 直接経費

- ・旅費：事業を行うために必要な出張に係る経費
外部専門家等の招集に係る経費
- ・謝金：事業を行うために必要な謝金（検証委員会に対する委員への謝金等）
- ・使用料：事業を行うために必要な会議室等に要する経費（会場賃借料、機材借料）
- ・消耗品費：事業を行うために必要な物品であって備品に属さないもの（ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
- ・備品購入費：植物コンテナの製作に関する経費（コンテナや各種機器及び棚等）
- ・コンテナ等海上輸送費：コンテナ等の海上輸送費に関する経費
- ・工事費：植物コンテナの設置に関する工事費（配電・配管、基礎工事費等）
- ・印刷製本費：①事業を行うために必要な印刷製本に関する経費（募集要項等、会議等資料）
②事業成果報告書作成に関する経費（報告書100部、概要版100部）
- ・通信運搬費：事業を行うために必要な通信運搬費（ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの）
- ・その他(事業を行うために必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、上記の経費に区分されないもの)

- (ウ) 一般管理費（直接人件費(ア)及び直接経費(イ)の合計額の10%以内)
- (エ) 消費税（旅費を除いた全ての経費にかかる8%の消費税額）

10 委託契約について

- (1) 本事業は、沖縄離島活性化推進事業を受けて南大東村が実施する事業であり、委託業務の内容や積算の費目等は、諸事情により変更することがある。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費、企画提案選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、県の上承を得なければならない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。

12 提出、問い合わせ先

南大東村役場産業課 川満廣司

〒901-3804 沖縄県島尻郡南大東村字南144番地1

TEL : 09802-2037 FAX : 09802-2-2669

E-mail : h-kawamitu@vill.minamidaito.okinawa.jp